



上里町都市計画 マスタープラン

一部改定

[概要版]

令和3年3月

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、上里町の目指すべき都市像を明らかにした上で、実現に向けた都市づくりの方向を定めるものです。

本町が定める立地適正化計画や個別の都市計画は、都市計画マスタープランに即して定められます。

計画期間(計画の目標年次)：令和17年(2035年)

2. 都市づくりの基本理念と目標

(1) 都市の基本理念

本計画では、「第5次上里町総合振興計画」における将来像「ひと・まち・自然が共に輝く“ハーモニータウン かみさと”」を共有するとともに、これまでに培われた魅力あるまちを、住んでよかった、いつまでも住み続けたいと思える「まち」、上里ならではのゆとりを感じる「まち」をつくっていくことが、今後の本町の進むべき方向であり、住民が人生の好機に出会える機会をつくることが重要であると考え、都市づくりの基本理念を以下の通りとします。

『 ゆとりと成長力に満ちあふれた田園交流都市 かみさと 』

(2) 都市づくりの目標

本計画では、町の特徴を都市づくりへ活かしつつ、豊かな自然とまちが調和した、人にも環境にもやさしく、暮らしやすく将来にわたって持続可能なまちを、町民や企業等と協働で創りあげることが都市づくりの目標として掲げ、将来都市像の実現を目指します。

目標1：みんなで育てるまちの実現

目標2：ゆとりある生活を感じることができるまちの実現

目標3：生産空間と生活空間が調和した、活力に満ちた持続可能なまちの実現

目標4：安全で安心して住み続けられるまちの実現

目標5：田園に包まれた、自然環境に優しいまちの実現

3. 将来の都市構造

将来の都市構造は、ＪＲ高崎線神保原駅や上里スマートインターチェンジ周辺などを拠点として、既存の公共施設の適正化や都市機能の集約化を図るとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制し、市街地中心部と集落地における地域拠点が連携しながら活性化する、バランスのとれた都市構造の形成を目指します。



ゾーン

町全体を、用途地域の指定の有無などにより、土地利用の目的に応じた3つのゾーンに区分します。

用途地域の指定	ゾーン
市街地	市街地ゾーン
田園集落・農用地	田園集落・農用地ゾーン
水辺環境保全	水辺環境保全ゾーン

軸

本町の都市活動を支える幹線道路等を軸として設定します。広域都市間の連携強化、近隣都市間の移動、市街地内の移動など、目的に応じて4つの軸に区分します。

軸	説明
広域交流軸	本町と近隣市町村間の主要な交通ルート
都市間交流軸	市内主要な交通ルート
市街地形成軸	市街地の中心部を形成する主要な交通ルート
交流活動軸	市街地内の主要な交通ルート

拠点

神保原駅周辺や上里スマートインターチェンジ周辺、町内各所の公民館周辺など、都市に必要な機能が集積している地区を拠点として設定します。拠点の特徴により5つに区分します。

拠点	説明
広域交流拠点	本町と近隣市町村間の主要な交通ルート
中心拠点	市内主要な交通ルート
生活交流拠点	市街地の中心部を形成する主要な交通ルート
産業活動拠点	市街地内の主要な交通ルート
レクリエーション拠点	市街地内の主要な交通ルート

4. 全体構想

(1) 土地利用の方針

都市的土地利用を図る市街地ゾーン、集落と農地や自然の共存を図る田園集落・農用地ゾーン、水辺環境を保全する水辺環境保全ゾーンの3つのゾーンに分け、計画的な土地利用誘導を図ります。

市街地ゾーン

- ◇ 複合住宅地域では、居住機能と商業・業務機能とが調和して共存する、快適な中心市街地を形成する土地利用の誘導を図ります。
- ◇ 一般住宅地域では、買い物・医療・福祉・教育などの日常生活に必要なサービスを身近で享受できるように、地域の特性に応じた都市機能の適正な配置や土地利用の誘導を図ります。
- ◇ 産業地域では、今後の産業動向を踏まえた土地利用の誘導を図り、機能充実に努めます。また、工業団地としての就業環境の質的向上、工場と周辺住宅地の調和を目指します。

田園集落・農用地ゾーン

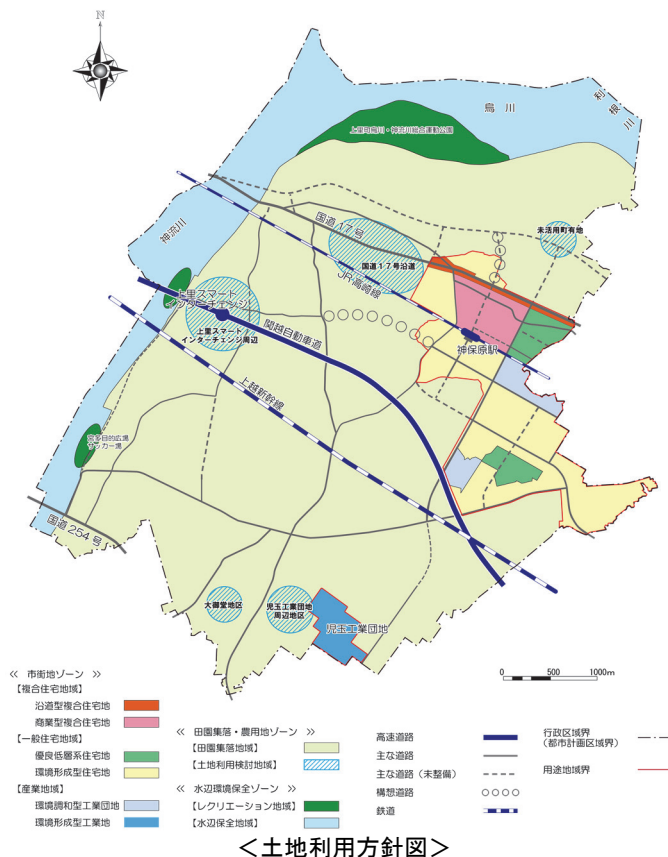
- ◇ 田園集落地域では、営農環境と居住環境が調和し、緑豊かな環境に囲まれた快適な田園集落地域の維持・形成を図ります。
- ◇ 上里スマートインターチェンジ周辺や国道 17 号沿道などの土地利用検討地域では、秩序ある土地利用の誘導を検討します。

水辺環境保全ゾーン

- ◇ 水辺環境保全ゾーンでは、烏川・神流川の自然環境を保全するとともに、総合運動公園等としての活用を図ります

(2) 道路交通網の整備方針

- ◇ 道路整備においては、日常生活を支える生活道路の改善及び維持・管理を図るとともに、都市活動を支える道路網の充実に努めます。
- ◇ 子供や高齢者、身体障害者等へ配慮した、すべての人が安心・快適さを感じることができる道路整備を目指します。
- ◇ 公共交通については、利便性向上と自家用車等に頼ることなく誰もが快適に移動できる環境の整備に努めます。



(3) 公園・緑地の整備方針

◇ 市民の多様なニーズに応じた公園・緑地整備を図るとともに、公園を拠点として河川や農地、街路樹などによる緑のネットワークの形成を図ります。

◇ 緑豊かな都市空間を創出していくため、公共施設や教育施設などの公共空間、公園、広場等のオープンスペースの緑化を進めます。

(4) 下水道の整備方針

◇ 公共下水道事業の整備を推進することにより、公衆衛生の向上を図るとともに、良好な生活環境を実現し、美しい水環境の維持を目指します。下水道認可区域以外の区域については、農業集落排水や合併処理浄化槽による公共下水道だけに頼らない污水处理を進めます。



＜公園・緑地の方針図＞

(5) 安全・安心な都市づくりの整備方針

◇ 誰もが安心して生活することができる災害に強い都市づくりを目指し、減災、防災、早期復旧等を念頭に、土地利用、都市基盤、市街地整備における各事業や施策を体系的に捉えながら、総合的かつ計画的に都市防災のための対策等を実施します。

(6) 景観形成の整備方針

◇ 本町は、神流川や烏川等の河川と田園が織りなす美しい自然的な景観を有する町となっています。また、中山道が通る町として長年にわたって受け継がれてきた歴史的資源も点在しており、これらの景観資源を保全・活用していきます。

(7) 自然環境の保全等に関する方針

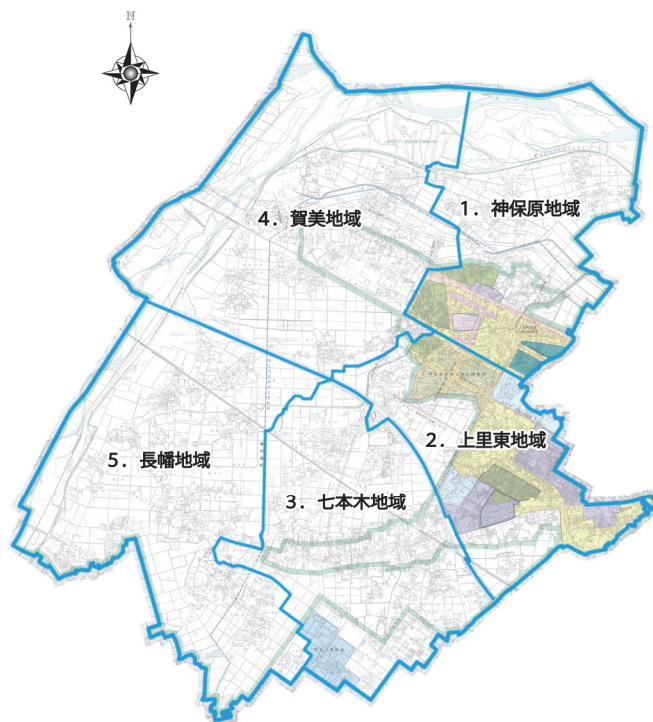
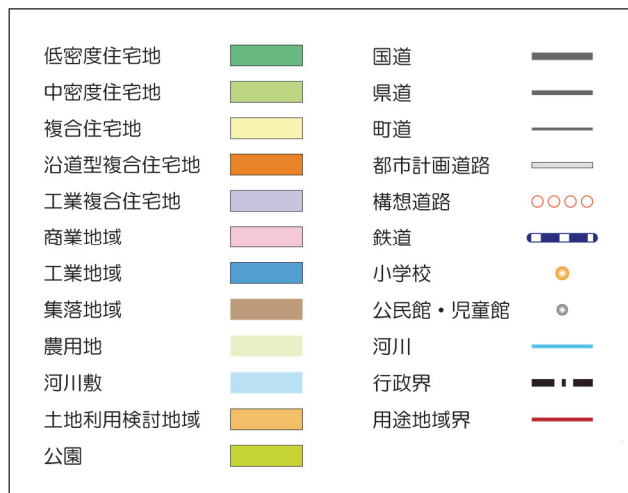
◇ 本町の豊かな自然を将来に残すため、地球環境への負荷の軽減が図られた人と自然が共生する都市づくりを進めます。

(8) 地球温暖化対策に関する方針

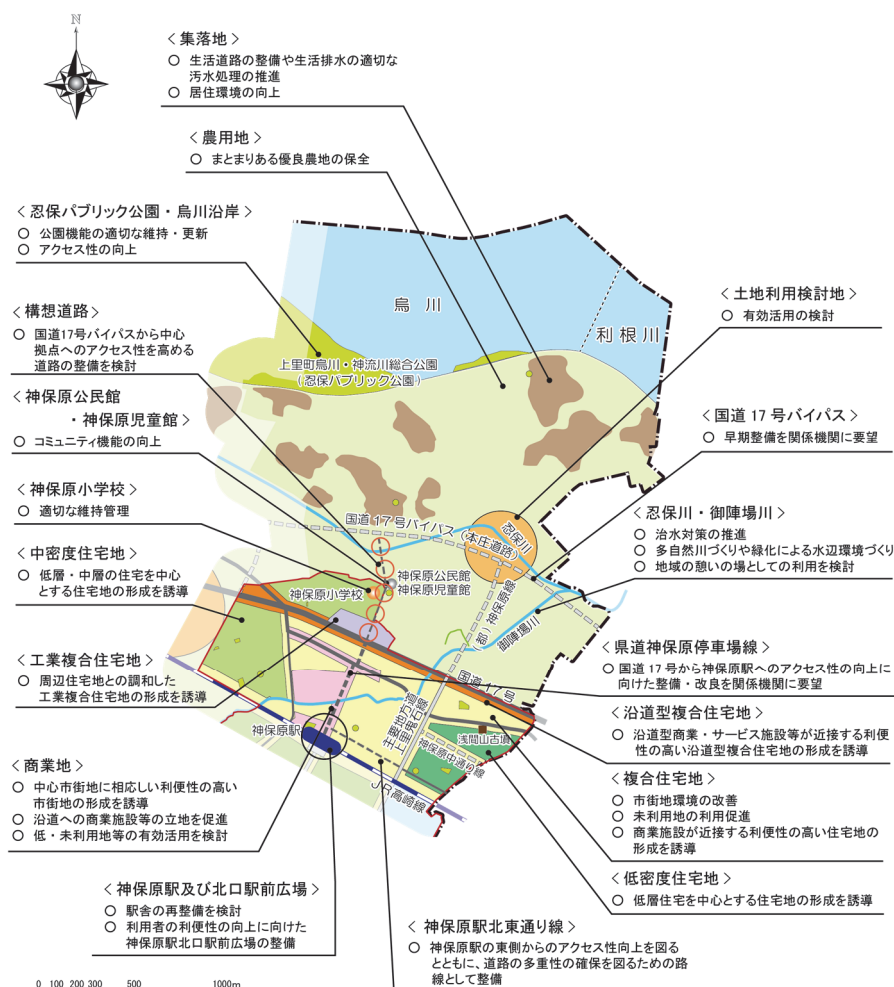
◇ 地球環境への負荷の軽減が図られた持続的発展可能な地球に優しいまちの形成を目指します。

5. 地域別構想

本計画では、住民に身近な地域単位に都市づくりを行うため、小学校区、行政区などの生活圏を基本として町域を5つの地域に区分し、地域別に都市づくりの構想を示します。

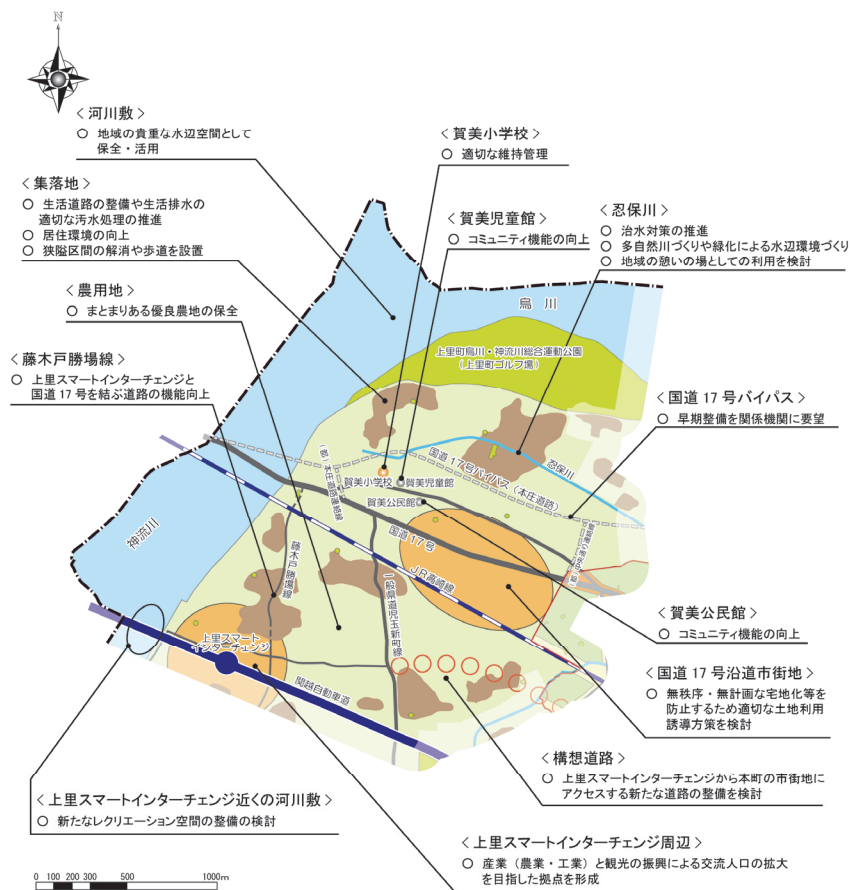


(1) 神保原地域の整備方針

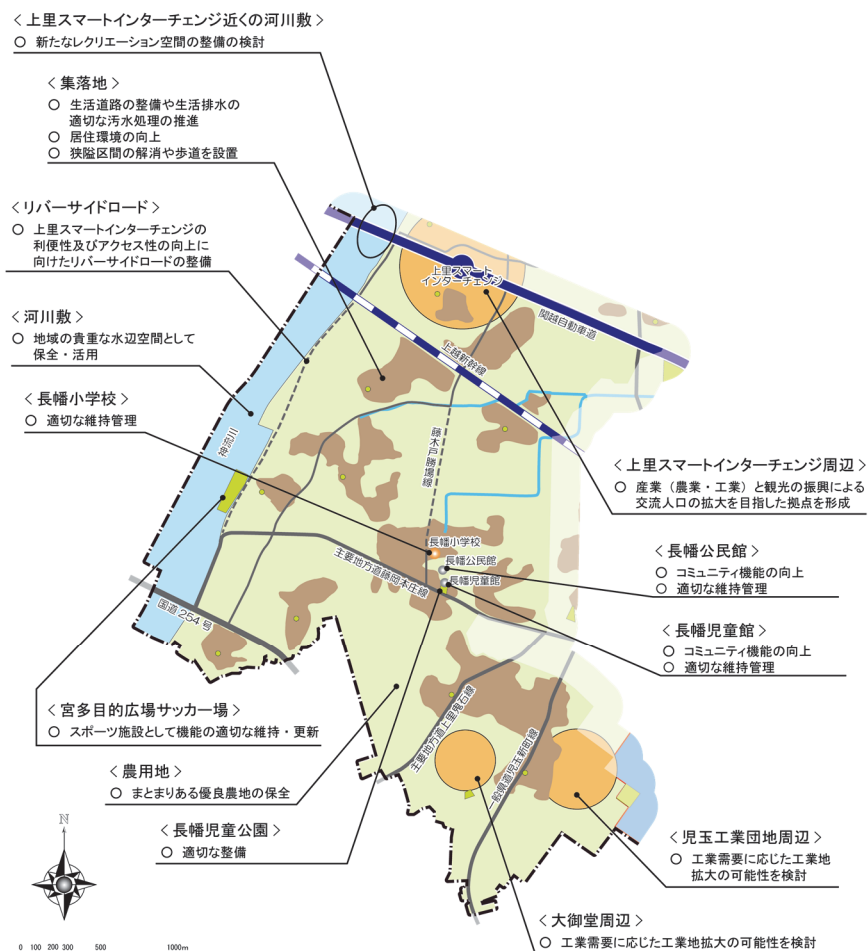




(4) 賀美地域の整備方針

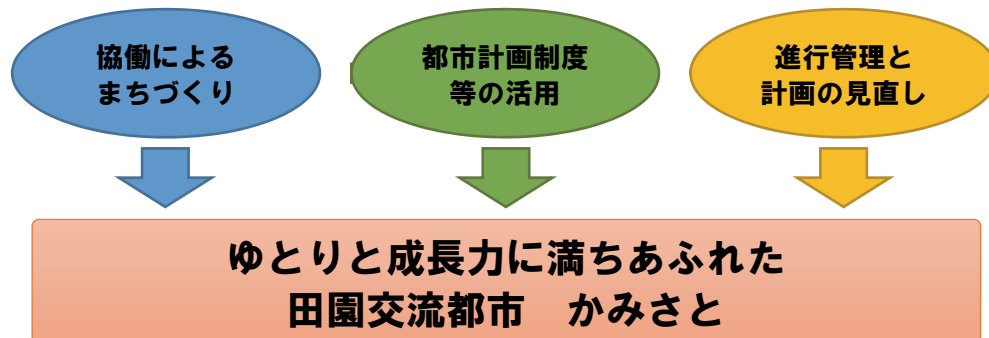


(5) 長幡地域の整備方針



5. 実現化方策

全体構想や地域別構想で示した方針を実現するため、都市づくりに対する町民の主体的な取り組みを促進するとともに、本計画と整合のとれた個別具体の施策・事業を計画的かつ効率的に推進していきます。



(1) 協働によるまちづくり

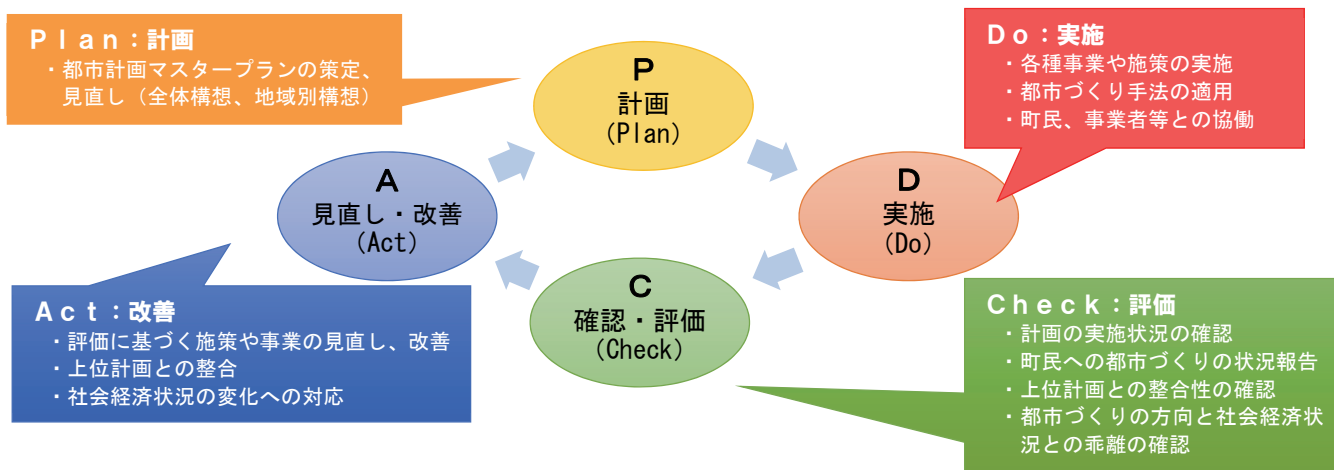
- ◇都市づくりに関連するイベント等により、町民・事業者の積極的なまちづくりへの参画を促進します。
- ◇町民・事業者等へ、町のホームページや広報誌等を通じて都市づくりの情報を提供します
- ◇都市づくりに係わる町民・事業者等の意見や思いを聞く仕組みづくりや意見交換の場を検討します。

(2) 都市計画制度等の活用

- ◇町民や事業者等から都市づくりに関する機運の高まりがある場合は、各種制度を活用した支援を行います。
- ◇適時・適切な都市計画の決定又は変更を実施します。
- ◇民間活力の導入や町民や事業者等の協力を促すことにより、効果的・効率的な都市づくりを推進します。
- ◇都市づくりに向けた分野別計画を策定します。

(3) 都市計画マスタープランの進行管理と計画の見直し

- ◇事業の進捗状況等を関係部署相互で共有するとともに、上位計画である「上里町総合振興計画」と連携し、進行管理を行います。
- ◇社会経済状況や上位計画の改定、新たな事業計画等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



◆ 問い合わせ 上里町役場 まち整備課

〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518

TEL 0495-35-1221(代)

FAX 0495-33-2429(代)